

# 小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザル実施要領

〔 令和 6 年 4 月 1 0 日  
6 小 健 第 9 0 号 〕

## 1 名称

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

## 2 目的

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務を委託するにあたり、当該事業の安定した市民サービスを提供すること及び、民間事業者の技術と創意工夫を活用することにより介護予防に向けた高齢者サービスを提供するため、介護予防事業に係る実績があり、多くの知識及び技術力を当該事業に反映させることができる最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式を実施することとし、その手続きについて必要な事項を定めるものとする。

## 3 業務の概要

### (1) 業務名

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託

### (2) 業務内容

別添「小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和6年8月1日～令和7年3月31日

## 4 提案上限額 総額 4,524千円（税込）

## 5 業者選定

### (1) 方法 公募型プロポーザル方式

### (2) 選定

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、技術提案書の書類審査（第一次審査）及び内容の聴取等（プレゼンテーション及びヒアリング、第二次審査）を実施し、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）及び次点者を選定する。

ただし、参加表明書及び技術提案書等（以下「技術提案書等」という。）の提出者が5者に満たない場合は、第一次審査を省略する。

提出者が1者の場合であっても、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行うが、審査の結果、その評価が一定の基準を満たされなかった場合は、最適者として特定しない。

### (3) 参加資格

「小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）」による。

## 6 審査委員会

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザル審査委員会が実施する。

## 7 審査委員

- (1) 小牧市リハビリテーション連絡会の代表
- (2) 健康生きがい支え合い推進部次長
- (3) 保健センター所長
- (4) 地域包括ケア推進課長
- (5) 介護保険課長

## 8 選定日程

### (1) 全体スケジュール

令和6年4月12日（金）実施要領等の公表、参加表明書の交付

令和6年4月19日（金）質問の受付期限（午後5時まで）

令和6年4月23日（火）質問に対する回答

令和6年5月8日（水）技術提案書等提出期限（午後5時までに直接持参）

令和6年5月9日（木）第一次審査：書類審査にて第二次審査要請者の決定

令和6年5月10日（金）第一次審査結果の通知

令和6年5月20日（月）第二次審査：プレゼンテーション及びヒアリング審査

令和6年6月3日（月）結果発表（公表・通知）

令和6年6月下旬 契約締結

※期間の表示があるものは、午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。

※上記選定日は予定であり、変更する場合がある。

※審査結果は書面にて通知する。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング（第二次審査）

ア 日 時 令和6年5月20日（月）  
午後1時～午後5時のうち、指定する25分程度

イ 場 所 小牧市役所会議室1-1（東庁舎1階）

ウ 出席者 （ア）出席者は、統括責任者を含む3名以内とする。

（イ）説明は、本業務の担当予定者に行わせることとする。

エ 備 考

(ア) 技術提案書等の受付順により、1者25分(プレゼンテーション15分、質疑応答10分)のヒアリングを行う。

(イ) プレゼンテーションは、技術提案書に基づき行うこととする。

## 9 提出書類

### (1) 技術提案書等の交付・提出期間

令和6年4月12日(金)～5月8日(水) 午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く)

※参加表明書(様式1)については、市ホームページに掲載したものをダウンロードすること(窓口での配布は行わない)。

### (2) 提出場所及び提出方法

愛知県小牧市堀の内三丁目1番地

小牧市役所 健康生きがい推進課 (本庁舎3階)

※上記提出場所に技術提案書等を直接持参又は郵送(5月8日午後5時必着)により提出すること。

※技術提案書等の受付順にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### (3) 提出書類

ア 参加表明書(様式1) ※会社印及び代表者印を押印すること。

イ 技術提案書の内容全体を抜粋した概要版(A3サイズ1枚、向き自由、片面)

ウ 技術提案書(任意様式) 7部(正本1部・副本6部)

A4サイズ両面15枚(30ページ、表紙含む、向き自由、文字フォント11pt以上)以内で作成し、下記(ア)～(ウ)の内容を記載すること。

#### (ア) 会社概要

- a. 会社の概要(設立年月日、代表者氏名、所在地、資本金、事業内容、従業員数、取得資格等)
- b. 本業務を担当する営業所、技術者数、担当予定者の経歴等
- c. 類似業務の実績(自治体名、実施年度、業務名、契約期間、業務の概要等)

※ 令和3年4月1日から実施要綱第5条に規定する技術提案書等を提出する日までの実績に限る。

#### (イ) 技術提案事項

- ・ 技術提案書は、別紙「小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託仕様書」を踏まえて作成すること。

#### a. 本業務の実施体制及び工程について

- ・ 本業務を実施するに当たっての配置担当者の人数や実施体制を図等で示し、特にアピールしたい組織体制上の優位性を明記すること。

#### b. 本業務に関する提案について

- ・ 別紙「小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託仕様書」に基づき、次

の内容について、分かりやすく記載すること。

- a) 人生100年時代を見据え、これからの高齢者福祉の推進にふさわしい健康づくりと介護予防のあり方・取組み方針
  - b) 効果の測定、分析、検証等の手法
  - c) 教室の運営手法、メニューの内容等
  - d) その他の提案
- c. **住民ボランティアの育成について**
- ・ 地域住民が主体により、運動等のプログラムが継続して行われる事を目的とし、ボランティア育成について提案すること。
- d. **将来を見据えた健康づくりと介護予防に対する提案**
- ・ 本事業については、全世代を対象とした健康づくりと介護予防等の一体的な実施に向けた一部分であり、本業務を踏まえ、将来を見据えたうえで、本市として取り組むべき健康づくりと介護予防のあり方について提案すること。

#### (ウ) 見積金額及び積算内訳

### 10 業務内容等に係る質疑応答

プロポーザルに関する質問書（様式2）により令和6年4月23日（火）午後5時までに提出（電子メール・FAXを含む。）すること。口頭による質問の受付や回答は行わない。回答は、一括して市ホームページに掲載する。

### 11 評価基準

| 評価項目   | 評価事項                 | 配点   |
|--------|----------------------|------|
| 業務実施体制 | ① 他自治体等での実績          | 50点  |
|        | ② 業務フローの実効性及び担当者の経歴等 | 50点  |
| 技術提案内容 | ① 業務実施に係る基本的な考え方の的確性 | 75点  |
|        | ② 住民ボランティア育成の実効性     | 50点  |
|        | ③ 提案内容の実効性及び有効性      | 150点 |
|        | ④ 技術提案の構成の独創性        | 50点  |
| 経 済 性  | ① 費用と技術提案の整合性        | 75点  |
| 合 計    |                      | 500点 |

- (1) 上記項目についてプロポーザル審査委員が採点を行い、各プロポーザル審査委員の採点の合計で最高得点の者を最適者として特定する。
- (2) 最高得点の者が同点の場合は、それらの者のうち、最低見積金額を提示された者を最適者として特定する。

### 12 費用負担

技術提案書等の作成に係る費用は全て提出要請者の負担とし、参加報酬（報償費）

等は支払わない。

### 1 3 その他

- (1) 提出後の技術提案書の修正又は変更は認めない。
- (2) 提出書類の返却は行わない。
- (3) 提出された技術提案書の書類は、審査を行うために必要な範囲において、複製することがある。
- (4) 本市は、提出された技術提案書の書類について、審査を行う以外に提出要請者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出書類は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）に基づき開示する場合がある。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合、又は、提案上限額を超えた場合は提案を無効とする。
- (7) 審査の結果は書面により通知する。
- (8) 本市が書面通知した内容を超える審査の内容等に関する問い合わせには応じない。また、審査の結果に対する異議は受け付けない。
- (9) 最適者の特定後、契約条件等について、本市と最適者との間で協議し、予算の範囲内で契約を締結する。契約手続き及び契約書は、小牧市契約規則の定めるところによる。また、提案された内容と実際の契約内容が異なる場合があるのので了承すること。なお、最適者との協議が不調のときは、次点者と協議を行うものとする。
- (10) 本市は、契約締結後においても、受託者に本提案における不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

### 1 4 問合せ先

小牧市役所 健康生きがい支え合い推進部

健康生きがい推進課 健康政策係

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

TEL 0568-39-6568

FAX 0568-75-8283

E-mail kenkoikigai@city.komaki.lg.jp

参加表明書（兼受領書）

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザルに関係書類を添えて参加を表明します。

令和 年 月 日

(宛先) 小牧市長

(提出者)

〒住所  
商号又は名称  
代表者

(連絡先担当者)

所 属  
氏 名  
電 話  
F A X  
E-mail

| 受領確認欄（※事務局で記入）                                | 受付番号 | 受付印 |
|---|------|-----|
| 小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザルに関する技術提案書等を受領いたしました。 |      |     |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和 年 月 日

(宛先) 小牧市長

商号又は名称  
代表者

### プロポーザルに関する質問書

小牧市介護予防普及啓発事業支援業務委託プロポーザルにかかる、次の項目について質問いたします。

| 質問事項 |
|------|
|      |
|      |
|      |
|      |
|      |
|      |

#### 注意事項

- 1 項目番号はつけないものとする。
- 2 質問がない場合は、質問書を提出する必要はない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。